国　立　大　学　法　人　京　都　大　学　宿　舎　管　理　規　則　新　旧　対　照　表

改　正　前

（前　略）

別表第１　（略）

別表第２（第３条関係）

１．一般宿舎

宿舎名	所在地	構造	宿舎戸数（戸）						
			単身用規格		世帯用規格				計
			a	b	b	c	d	e	
熊野職員宿舎	京都市左京区川端通丸太町下ル東入東竹屋町50	RC			41				41
（中　略）									
高槻職員宿舎	高槻市八丁畷町12の7	RC			10	10			20
芦生職員宿舎	南丹市美山町芦生鈴蛇1	W			4	4			8

２．看護師宿舎　（略）

（後　略）

改　正　後

附　則

この規則は、平成２５年６月１日から施行する。

別表第１　（同　左）

別表第２（第３条関係）

１．一般宿舎

宿舎名	所在地	構造	宿舎戸数（戸）						
			単身用規格		世帯用規格				計
			a	b	b	c	d	e	
熊野職員宿舎	京都市左京区川端通丸太町下ル東入東竹屋町50	RC			41				41
（中　略）									
芦生職員宿舎	南丹市美山町芦生鈴蛇1	W			4	4			8

２．看護師宿舎　（同　左）